

地球温暖化問題はなぜ 外交アジェンダになったか？ ——そしてその後

雲南懇話会 2025年12月14日
東京大学客員教授 米本昌平

気候変動枠組み条約・議定書は、 自然科学の成果とは無関係に成立

報告書	公表年	人間活動が及ぼす温暖化への影響についての評価
第1次報告書 First Assessment Report 1990 (FAR) 	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report: Climate Change 1995 (SAR) 	1995年	「影響が全地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report: Climate Change 2001 (TAR) 	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガスの濃度の増加によるものだった <u>可能性が高い</u> 。
第4次報告書 Fourth Assessment Report: Climate Change 2007 (AR4) 	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 温暖化には疑う余地がない。20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加による <u>可能性が非常に高い</u> 。
第5次報告書 Fifth Assessment Report: Climate Change 2013 (AR5) 	2013年	「可能性が極めて高い」(95%以上) 温暖化には疑う余地がない。20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間活動の <u>可能性が極めて高い</u> 。
第6次報告書 Sixth Assessment Report: Climate Change 2021 (AR6) 	2021年	「 <u>疑う余地がない</u> 」 人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには <u>疑う余地がない</u> 。

92 枠組み条約

97 京都議定書

2015 パリ協定

国連気候変動枠組み条約 (92年5月末妥結)

- 異様に速やかな妥結 (ウィーン条約は交渉開始から妥結まで4年)
- 新規で壮大な目標; 温室効果ガスの濃度安定化
- 予防原則を採用 ← cf. ウィーン条約/モントリオール議定書
- Geochemistryの学術用語を条約へ流用 第1条 定義
- 差別化条約 「developed country」という区分け、「共通だが差異ある責任 common but differentiated responsibilities」
付属書1国; OECD+EC+ワルシャワ条約諸国。市場経済移行国は先進国の経済的義務を免除 → 条約が、冷戦終焉の直接産物の証拠
- 本来は理念的条約であった (第4条) 約束 commitments
- 冷戦後の理想主義が国際条約の形に具現化

アメリカ社会の技術開発のイデオロギー

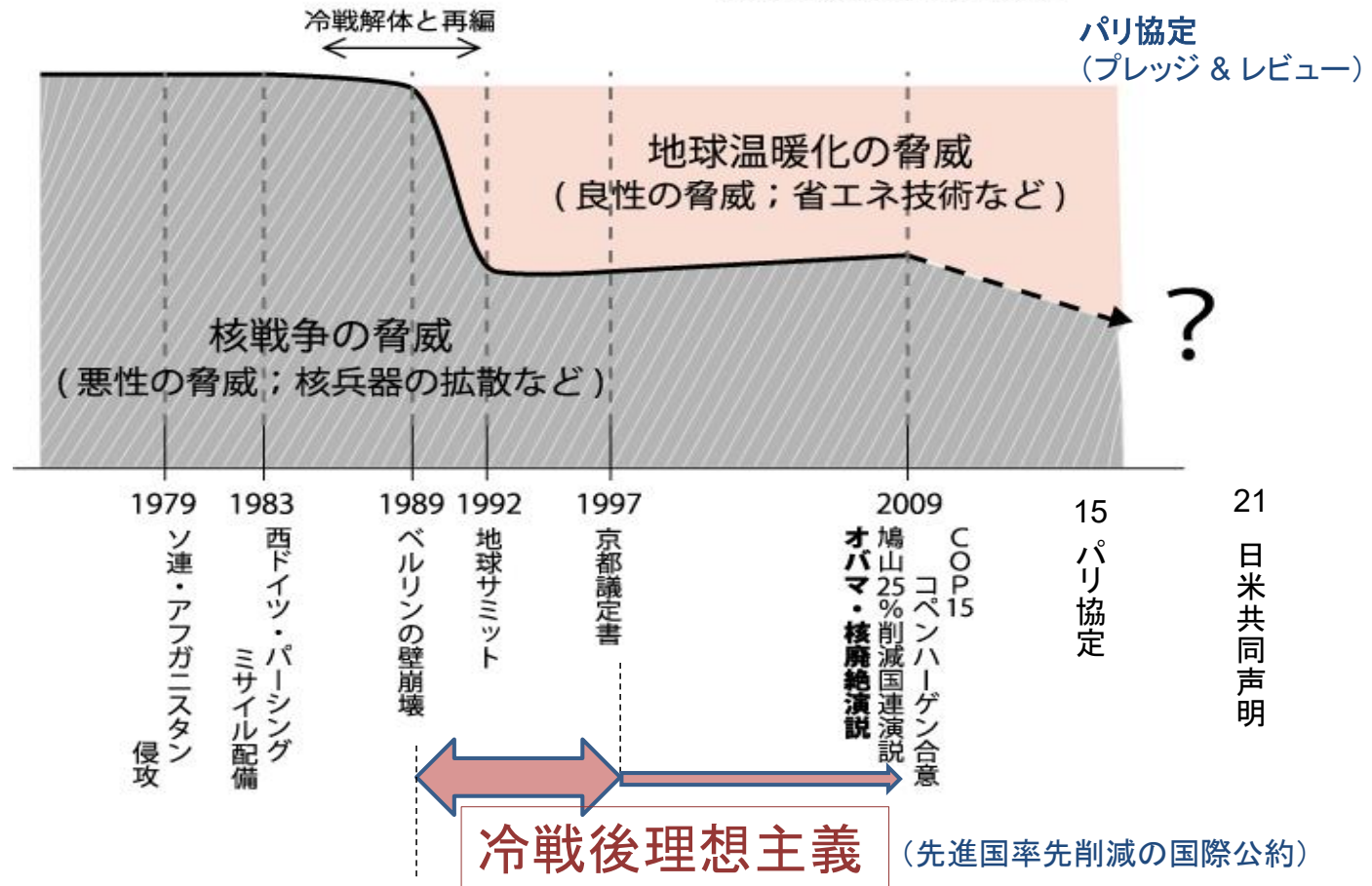
プラグマティズム + 自助努力 = 技術動員型現世改良主義

1800	1900	1940	1990	2000
農業 西へ西へと拡大する 巨大農園を管理する技術 大衆消費社会 T型フォード第1号 発売1908年10月	第2次世界大戦 + 冷戦 (50年戦争)		軍民転換 非軍事への再投入 地球環境問題 情報化社会 → GAFAの出現 → 生命科学の時代	
	国家による科学動員 Military-industrial-complex (nuclear-weapon-complex) → Research University の出現 → スピンオフ効果			
科学研究 州立大学による農業研究 財団による基礎研究		安全保障 大衆消費社会の上に 軍事部門(核体系)が成立		国益 核兵器ぬきの核コントロール体制の民生活用
プラグマティズム				

20世紀技術文明の総括を

国際政治における脅威一定の法則

{ 脅威が地球大
各国の経済政策と連動
脅威の実態の確認が困難



国連気候変動枠組み条約 (国際合意文書の華)

第二条 目的

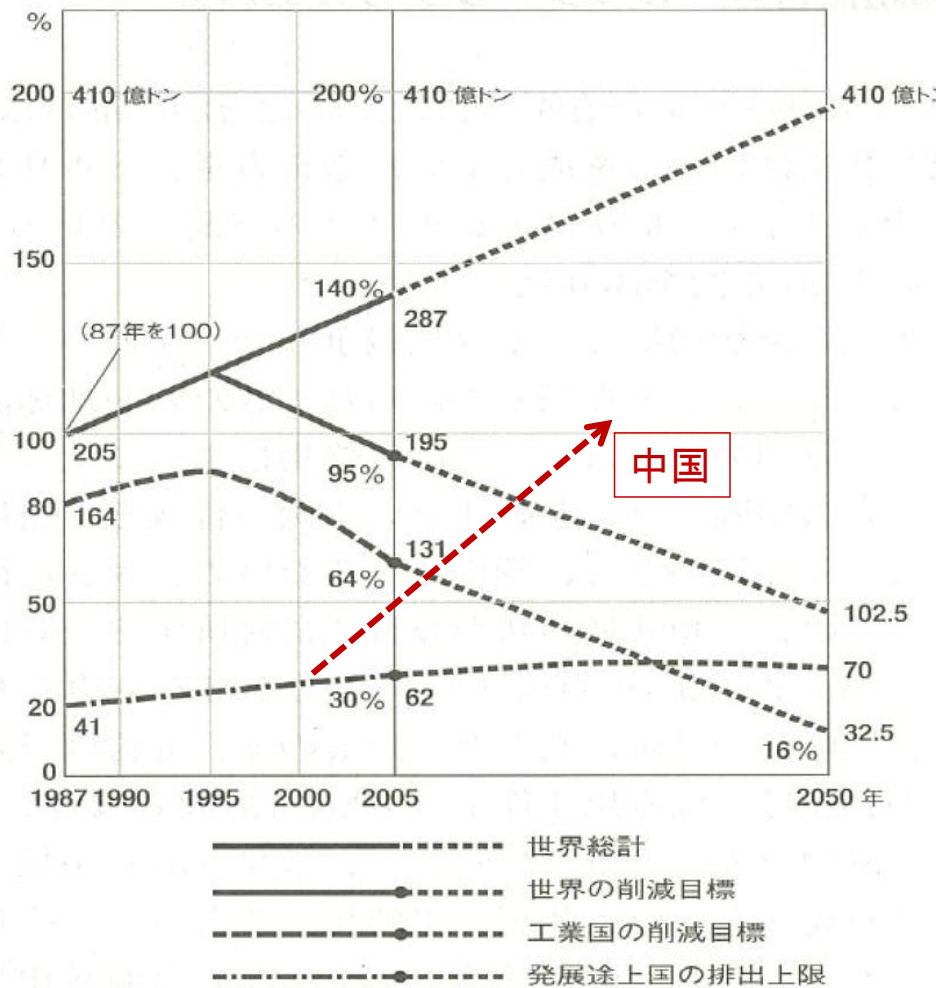
気候系 に対して **危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準**において **大気中の温室効果ガスの 濃度を安定化させること**を究極的な目的とする。そのような水準は、生態系が気候変動に 自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである。

(→条約の目標は、濃度安定化。パリ協定は、政治的な事情で、これをよりラジカルなものに修正)

酸性雨と国際政治

1972	国連人間環境会議（ストックホルム） OECD内での酸性雨の研究開始	社会主義国は参加せず
1975		全欧安保協力会議最終合意書
1977	EMEP研究開始	第一バスケット 安全保障
1979	LRTAP条約署名	第二バスケット 人権
1981		第三バスケット 経済協力・環境
1983	LRTAP条約発効	シュピーゲル紙が「森の死」を特集
1984	EMEP議定書（発効88年）	パーシングミサイル配備問題
1985	第一SOx議定書（発効87年）	
1988	NOx議定書（発効91年）	
1991	VOC議定書（発効97年）	
		ソ連崩壊
1992	国連環境開発会議（リオデジャネイロ）	
1994	第二SOx議定書（発効98年）	
1999	複数汚染物質議定書（発効05年）	

90年に西ドイツ議会（当時）が構想した世界のCO2削減計画



再統一後のドイツは、温暖化問題を次の国家的課題とする

↓ 世界を経済構造が変わらないことが前提

ことを明確化

EC(EEC)外交を主導

京都議定書 (1997年12月妥結)

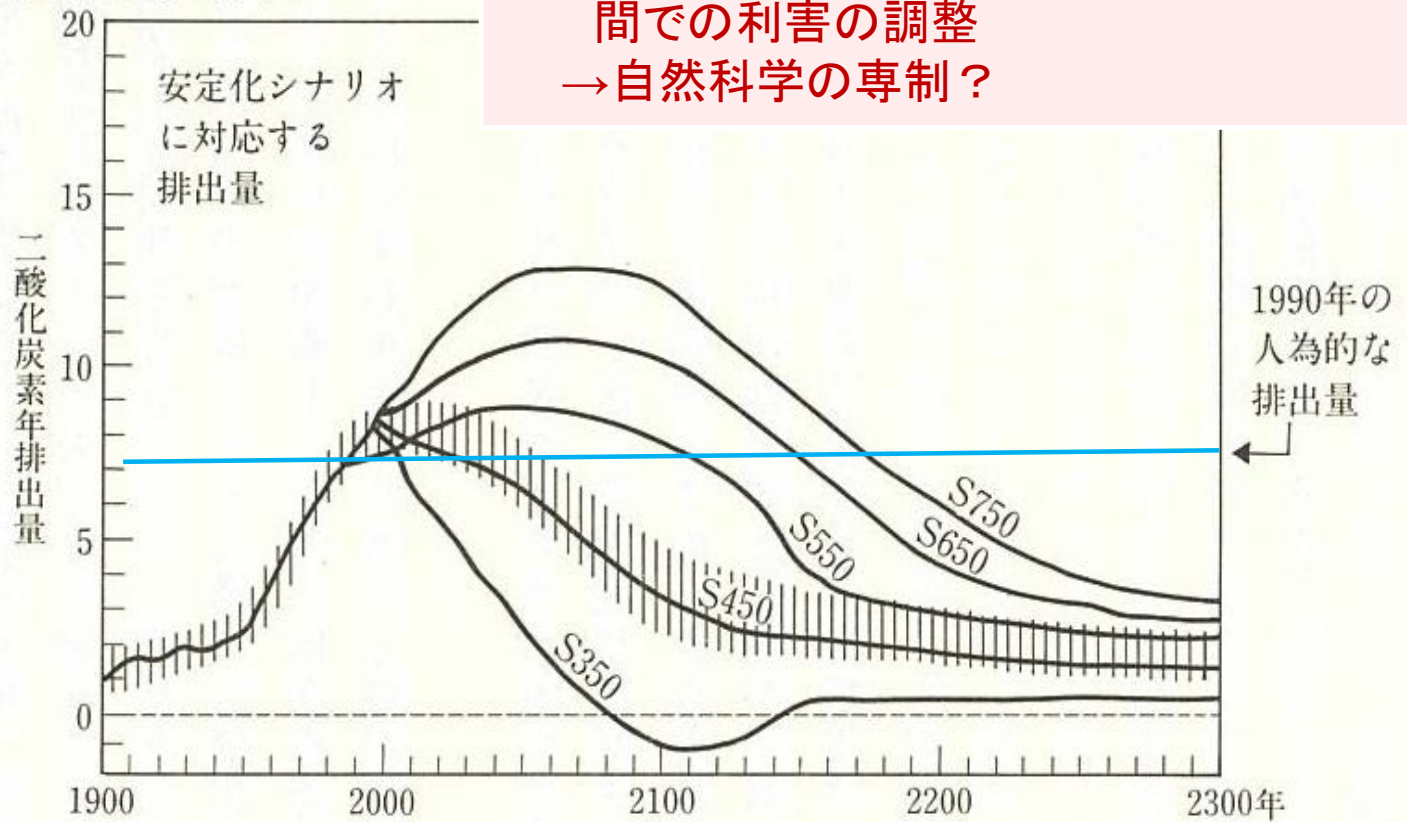
- 付属書 I 国に対し、温室効果ガス(6種CO₂換算)の排出量について、法的拘束力のある数値目標を国別に決定
- 1990年の排出量を基準に、2008～2012年の第 I 約束期間の5年間平均で、EU－8%、米－7%、日－6%、ロシア0%など。
→事実上の産業活動の指標と考えてよいCO₂排出量を、国際法で規定するのは、国際合意としてまったく異端的
- 柔軟性措置としての京都メカニズム(JI, CDM)
- 排出権取引は米国を引き留めるための項目
→ 米は、ブッシュ政権に交代後、2001年に離脱を決定

パリ協定後、温暖化外交は Ver. II に

- 温暖化問題の特権性は消え、一般的な国際合意の形に後退。国際的大義を掲げると同時に、参加国の経済主権を確認。外交空間はダブルトークの場
- 温暖化外交; 統治の特性が反映する外交課題に
- EU＝主権国家が通商政策の権限を供出した国際組織→温暖化は通商政策の一つで温暖化外交を主導
- 米国: 4年ごとに大統領選。合衆国憲法により、上院外交委員会に実質な権限
- 中国: 自身の国際秩序を追求。「中華民族の偉大な復興」。対外関係法(23年7月1日施行)で習近平外交を明示

人類は、こういう形の問題を考えたことはない
→議会制民主主義は選挙権のある国民の間での利害の調整
→自然科学の専制？

(単位：Gt[炭素]年)



(注) Sは「シナリオ」の意.

(IPCC: Climate Change, 1994, 1995を一部改作)

新しい (Futurology)の時代

- 未来学 Ver.2
1960年代、冷戦体制の固定化時代に未来学が誕生
人口増加・食糧・資源問題として、知識結集の試み
近未来研究＝近過去研究で、現時点を「異化」すること
- IPCCの機能の変容と再編
地域別影響予測と適応策の精緻化を
- 日本の課題
アジアにおける温暖化対策での協力
ポスト3・11の時代:日本にとっての脅威
→600年～1000年周期の巨大地震も視野に